

大正末——昭和初期

農民運動中心地における小作爭議の展開

——群馬県強戸村爭議について——

島 袋 善 弘

はじめに

本稿は、大正末——昭和初期において、農民運動の全国的な中心地の一つであった群馬県新田郡強戸村における小作爭議の展開を究明したものである。強戸村爭議については既に明らかにしたとおり、たんなる地主——小作人間の対抗Ⅱ小作爭議としてとらえたものではその本質的側面を明らかにしないものであったが、本稿は、強戸村の村政改革が展開された他面において地主——小作人間の対抗關係がどのように展開し、強戸村爭議全体をどのように規制するものであったかを追求したものである。したがって、ここでは小作爭議をもって農村における階級關係を集中的に示すものとしてではなく、むしろ地主——小作人間の対抗關係がその内部にどういう問題をはらむものであったかを検討する。

ところで、地主——小作人間の対立をもって地主階級と小農の一階層たる小作人との階級的対抗とすることについて疑問があるとすれば、ここでの分析視角はどのようなものとなるであろうか。従来、小作爭議を検討する際には、それが地主——小作人間の階級的対抗關係であることを前提にして、対抗の質的転化をみるという方法がとられてきたが、ここではそうした前提に立たず、地主の対応が二つの性質に区分されうるといふ視点から出発する。つまり、地主が小作人と対立するばあい、一つには従来もっぱら考えられてきた如く、「小作料確保」「資産保全」を目的とする行動があ

り、地主の階層でいえば、大地主を中心とする規模の大きな地主がこうした行動の中心的担い手となると考えられる。地主の対応のうち、もう一つの性質とは、地主が自己の小農経営を安定・拡大する目的をもって行動するばあいであり、階層でいえば、中小地主層がこうした行動の主体となると考えられる。このように小作爭議における地主の行動の性質を二つに区分し、前者を「地主的対応」、後者を「小農的対応」と規定して小作爭議を整理すると、ほゞ次のようになる。

小作料減免爭議（一時的・永久的）

地主的対応のみのばあい

小農的対応を含むばあい（もしくはそれを潜在させているばあい）

土地返還爭議

地主的対応——小作人変更、小作料引上、組合対策、小作地売却のため
小農的対応（自作の意思が読みとれるもの）——自作、新地主自作、地

主耕作着手、地主耕作着手予定

爭議の性格不明——契約期間満了、滞納、感情的なもの、その他

その他の爭議

地主的対応——小作料請求、小作料引上

小農的対応（もしくはそれに準ずるもの）——転貸者自作、地主自己利用
爭議の性格不明——特殊爭議、その他

もちろんこれは一応の基準を示したものであって、現実の爭議はすつき

り区分できないばあいがある。たとえば「地主的対応」に区分される「組合対策」のための土地返還争議のばあい、自作の意思を強くもっている地主と、一応自作の意思を表明したにとどまる地主と、全く自作の意思が読みとれない地主とが考えられる。また、地主に「自作の意志」があるばあいでも、土地所有規模や職業等によって必要度に差異が考えられる等である(この点は時期によっても異なる。たとえば、恐慌期においては相当の規模の地主でも自作地拡張の必要に迫られていたと考えられる)。

本稿は以上のような視点をもつて「群馬県小作争議台帳」(群馬県議会図書室蔵)を基本資料とし、「小作調停台帳」(同上所蔵)、群馬県内務部編『強戸村小作争議の実情』によって補足しつつ分析を進めたい(大正一四年までは「実情」により、以後主として「争議台帳」によった。ただし、「争議台帳」は昭和一四年が欠けており、補足資料たる「調停台帳」は一三年以後が欠けている。また両台帳ともに年によって記述に相当の精粗がみられる。なお、「争議台帳」と「調停台帳」の記述に相違があるばあいには、前者の記述を採った)。

〔小作争議の重要な規定要因の一つである米の收穫状況を新田郡についてみると第1表のとおりである。郡の作況が必ずしもそのまゝ強戸村のそれを示すとは限らないが、推測の材料とはなるであろう。この表によると大正一〇—一五年と、昭和四、七、九年が米収不振である〕

第1表
新田郡米反収

T.	10	1.517
	11	1.400
	12	1.616
	13	1.240
	14	1.547
S.	15	1.552
	2	1.972
	3	1.880
	4	1.662
	5	2.191
	6	1.931
	7	1.660
	8	2.056
	9	1.353

『群馬県統計書』による。
単位：石

- (1) 拙稿「大正末—昭和初期に於ける村政改革闘争」(上)(下)(『一橋論叢』昭和四六年一〇、一一月号)
- (2) 大部分の争議において「小農の対応」をとる地主は中小地主であるが、必ずしもすべてがさし迫る自作の必要によるものとはいえない。しかしなが

らここでは特別のばあいを除いて、対応の性質を地主の階層にかかわりなく資料の記述によって判断した。この点は「地主的対応」についても同様である。

1 大正一四年までの争議

第2表に示されている大正一〇—一四年の争議をみよう。まず大正一〇年の争議は、不作を契機とするもので、強戸村争議の出発点となった一時的減額要求争議である。全村を地主と小作人とにまづぶたつに割って争われ、争議の過程で農民組合と地主組合が結成された。一一年には小作料協定をめぐって全村規模で争われ、とくに下強戸、成塚で紛糾した。一二年には一時的減額をめぐって全村的に争われた。一三年には大字成塚、下強戸で字全体を包括して一時的減額と永久的減額について争われた。下強戸の一時的減額要求争議について、『強戸村小作争議の実情』は「下強戸地主十二名中一地主某ハ右ノ要求(二割減額要求—引用者注)ヲ受ケタル後直チニ二割減ヲ声明シ地主間ノ申合セヲ無視セリ。茲ニ於テ地主ノ結束破レ小作人側ハ前記地主某ヲ標準トシテ他地主ニ向ツテ同様二割減額ヲ要求シ漸次之レヲ承認シ大部分解決セ……」と記しており、この年までの小作人側の圧倒的な力が地主の結束を破る程の優位を保持していたことを示している。実際この年まで、小作人側の圧倒によって一時的減額争議においても、永久的減額争議においても相当の成果がもたらされた。

大正一四年一時減額争議になると、小作人側の圧倒一色という前年までの争議とはことなり、地主、小作人の両者においてそれぞれ流動化現象がみえはじめる。小作人側においては、表面的要求と内心とに差異がみられるようになる。例えば西長岡については「二月十五日小作官ハ両者ノ代表ヲ招致シ極力協調ニ努メタル結果地主ハ前記ノ如ク二割減迄譲歩スル旨申出テ、小作人側ニ於テハ表面五割ヲ要求スルモ内心之レニ満足セル如クニシテ、且ツ個人交渉ニ因ルベク主張セルニヨリ其ノ儘トナシタリ。而シテ其後大概個人交渉ニヨリ地主トノ妥協成立シ、二割減……ニテ解決シ二月中小作料ノ納入ヲ了セリ」と記され、また上強戸については「小作者側ハ其ノ初メ三割減ヲ要求シタルモ、内心一割五分減ヲ以テ満足スルカ如クナ

第2表 大正10—14年小作爭議一覽表

年次記号	争議地	関係人員		関係面積	争議の概要
		地主	小作人		
10	全村	131	470余	田畑 3,500余	不作による一時減要求
11	全村	131	470余	田畑 3,500余	永久減要求, とくに下強戸・成塚で紛糾
12	全村	131	470余	田畑 3,500余	不作による一時減要求
13- ①	成塚	29	57	田畑 578	不作による一時減要求
②	下強戸	11	96	田 381	不作による一時減要求, 地主の結束崩壊
③	下強戸	11	96	田 381	永久減要求
14- ①	全村	131	521	田 228	不作による一時減要求
(イ)	寺井				爭議から脱落
(ロ)	西長岡・菅塩				小作人側に表面的要求と内心との差異, 地主不統一
(ハ)	大鷲・上強戸				小作人側に表面的要求と内心との差異, 地主不統一
(ニ)	成塚				地主不統一
(ホ)	北金井				地主不統一
(ヘ)	下強戸・太田				自作を決議し, 一部小作人に返地要求, 地主耕作準備
14- ②	強戸	1	9	畑 7	自作と小作地売却のため返地要求

『強戸村小作爭議の実情』による。但し11年は『日記』による。関係面積の単位は反(反未満切捨)。

大正13年爭議の関係人員, 面積は15年同字爭議から推定した。

- リシニ比シ地主ハ強硬ニ一割以上ハ一步モ譲歩セズ、且ツ通常ノ納期ヲ經過セル故奨励米及俵装料ヲ支給セズト主張シタルモ長時間ニ亘リ互譲ヲ勸メタル結果遂ニ協調成立シ一割二分減ニテ奨励米俵装料ヲ支出スルコト、ナリ解決シタリ⁽³⁾と記される如く、小作人側に連年の成果による満足感があり、小作料減免爭議を組織することが困難になりつつあった。大字寺井においては、地主側が向う五ヶ年間に他町村の小作人から全部土地を引揚げ居村小作人に貸与する旨声明したことに対して、小作人側は「小作人会ヲ開キ協議ノ結果地主側ノ誠意ヲ認メ無条件ニテ小作料全部ヲ納入スルコトニ決シ」⁽⁴⁾減額爭議から脱落するというありさまであった。地主側に目を転じると、前年に引き続き内部における不統一がみられる。例えば、大字成塚においては「小作側ハ五割減主張ニ対シ地主側ハ絶対減額不承認者ト一部減額承認者トアリテ、其ノ間統一ヲ欠キ」⁽⁵⁾、西長岡・菅塩においては「地主ノ態度ハ不統一ニシテ硬軟種々ナル模様ヲ認メ」⁽⁶⁾られた等がそれである。内部に不統一を示す一方、連年の爭議に対し地主側も体制の再編に着手し、反撃を開始する。大字下強戸・太田では「本年度ハ断然要求ヲ拒絶シ小作人側ニ於テ飽ク迄主張ヲ固持スルニ於テハ最後ノ手段トシテ土地返還ノ訴訟ヲ提起シ自作スル事ヲ決議シ」⁽⁷⁾新田区裁判所及前橋地方裁判所ニ対シ小作料請求ノ訴訟ヲ起シ、尚ホ小作人ノ人物如何ニヨリ土地賃貸借契約解除確認土地返還ノ訴訟ヲ併セテ提起⁽⁸⁾し、実際に耕作準備を完了した。
- 以上みたとおり、この時期の爭議はほとんど小作料減額爭議(一時的・永久的)によって占められ、一四年に至って若干の流動化現象を示すが、地主と小作人の対抗関係が純化された形であらわれていたといつてよい。
- (1) 前掲『実情』二〇頁
(2) 同前五二頁
(3) 同前五二頁
(4) 同前五〇頁
(5) 同前五二—五三頁
(6) 同前五二頁
(7) 同前五六—五七頁

第3表 小 作 争 議 原 因 調

	争議 件数	不 作	小作料値上・ 改訂・満期	小作料高率・ 不統一	小作権関係または 土地引上	小作料滞納	そ の 他
T. 15	17	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯	⑪ ⑯ (2)		⑰ (1)	① ② ③ ④ (4)	
S. 2	7	② ③ ⑥ ⑦ ④	① (1)	5 (1)	④ (1)		
3	13	⑪ (1)	④ (1)	6 8 (2)	③ ⑤ ⑦ ⑨ ⑩ ⑬ (6)	① ② ⑫ (3)	
4	11	⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ④			① ② ③ ⑪ (4)	④ ⑤ ⑩ (3)	
5	11	③ (1)	⑤ ⑩ (2)		⑥ ⑦ ⑪ (3)	① ② ④ ⑧ ⑨ (5)	
6	10		② (1)		③ ④ ⑤ ⑧ ⑨ ⑩ (6)	① ⑥ ⑦ (3)	
7	8	⑧ (1)	⑥ (1)		② ④ ⑤ (3)	① ③ ⑦ (3)	
8	36		⑩ ⑫ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ (7)		④ ⑤ ⑦ ⑨ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ (18)	① ② ③ ⑧ ⑬ ㉗ ㉘ ㉙ (8)	⑥ ㉚ ㉛ (3)
9	13		② ③ ⑦ (3)		⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑪ ⑫ ⑬ (7)	① (1)	④ ⑩ (2)
10	9	① ② ③ ④ ⑤ ⑥			⑥ (1)	⑦ ⑧ (2)	
11—15	11		13年③ 15年② (2)		11年③, 12年③ (2)	11年①②, 12年① 13年①, 15年① (5)	12年② 13年② (2)

争議記号(強戸村)で表示。()は小計。直接的にして主たる原因による分類。

第4表 土 地 返 還 争 議 発 生 原 因 調

	争議 件数	自 作	新地主 自 作	小作地 売 却	小作人 の 変 更	小作料滞納	期 間 満 了	そ の 他
T. 15	8	⑰ (1)		⑦ (1)		① ② ③ ④ (4)	⑪ ⑯ (2)	
S. 2	2	① (1)						④ (1)
3	9	⑤ (1)	③ ⑨ (2)	⑩ (1)		① ② ⑫ (3)		⑦ ⑬ (2)
4	8	① ② ③ ⑨ (4)				④ ⑤ ⑩ (3)		⑪ (1)
5	8	⑥ ⑦ (2)	⑪ (1)			① ⑧ ⑨ (3)	⑤ ⑩ (2)	
6	10	③ ⑤ ⑧ (3)		⑨ ⑩ (2)		① ⑥ ⑦ (3)	② (1)	④ (1)
7	7	② (1)	⑤ (1)		④ (1)	① ③ ⑦ (3)	⑥ (1)	
8	32	⑦ ⑪ ⑮ ⑰ ⑱ (5)		⑨ (1)	④ ⑤ ⑯ ⑰ (4)	① ② ⑧ ⑯ ⑳ (5)	⑩ ⑫ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ (7)	⑥ ⑬ ⑭ ⑮ ⑰ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ (10)
9	11	⑤ ⑥ ⑨ ⑪ ⑫ ⑬ (6)	⑧ (1)			① (1)	② ③ ⑦ (3)	
10	3	① ③ (2)						⑥ (1)
11—15	7	11年②③, 12年③ (3)				12年① 13年① (2)	13年③ 15年② (2)	

争議記号(強戸村)で表示。()は小計。直接的にして主たる原因による分類。減額要求に対する対抗的返地要求はこの表には記載していない。

第5表 大正15年小作爭議一覽表

爭議 記号	爭議 台帳 番号	爭議地 (大字)	参加人員 地主 小作人	争 議 面 積 (町反畝歩)	争 議 の 概 要	備 考
①	5	強 戸	1 1	畑 5.26	滞納小作料請求、返地要求に対し減額要求	組合員に對 する反感
②	4	〃	1 1	畑宅 1.0.8	不作による滞納に対し返地要求、小作人は一時減要求	
③	7	成 塚	1 1	畑 2.0.25	滞納に対し返地要求	
④	6	強 戸	1 1	畑宅 6.1	滞納に対し返地要求、小作人は一時減要求	
⑤	18	成 塚	29 57	田 31.6.0.22	不作による一時減要求に対し地主は對抗的返地要求、 〔調〕一部に自作希望者	組合分裂の きざし
⑥	26	強 戸	11 96	田 38.1.0.25	不作による一時減要求	
⑦	20	西長岡	1 9	畑 1.1.0.23	不作による一時減要求並に売却のため返地要求	
⑧	17	菅 塩	13 64	田 50.0.0.0	不作による一時減要求	
⑨	19	北金井	8 16	田 2.7.5.10	不作による一時減要求に対し自作理由の返地要求	
⑩	30	成 塚	12 40	畑 37.0.0.0	不作による一時減要求	
⑪	24	西長岡	1 4	畑 8.9.27	期間満了による返地要求〔調〕自作の考え	
⑫	28	〃	14 55	田 17.0.0.0	不作による一時減要求	
⑬	29	強 戸	10 37	田 35.0.0.0	不作による一時減要求並に永久減要求	
⑭	32	北金井	5 13	田 3.0.0.0	不作による一時減要求	
⑮	31	寺 井	30 35	田 14.0.0.0	不作による一時減要求	
⑯	22	北金井	1 1	畑 8.8.24	期間満了による返地または小作料引上げ要求	
⑰	33	強 戸	1 1	田 3.6.0	自作理由の返地要求（感情的要因強し）	

爭議台帳番号は「小作爭議台帳」記載の番号。爭議面積中宅は宅地、山は山林を示す。爭議概要の中に
〔調〕とあるのは「小作調停台帳」記載の内容。

2 大正一五―昭和四年の爭議

前節でみた如く、大正一四年には小作人側において爭議が困難化し、地主側は對抗策をとりはじめたのであるが、翌一五年以後変化は顯著になつてくる。この時期の爭議について検討する前に大正一五―昭和一五年の爭議を「小作爭議原因」「土地返還爭議原因」別に表示すると第3・4表のとおりである。以下この二つの表と各年爭議一覽表によって検討しよう。

a 大正一五年

不作による一時的減額をめぐる爭議からみよう。各大字毎に行なわれた組織的減額要求に対して地主は成塚(⑤)・北金井(⑨)において對抗的に土地返還を要求する。しかし對抗的土地返還要求であるとはいえ、その中には従来にない対応が含まれている。即ち、成塚においては「申立人中一部ノ自作希望者ニ対シテハ土地ヲ返還スル様調停」を求め、北金井においても「申立人中一部ノ自作希望者ニ対シテ土地ヲ返還スル様調停」を求めた。そして後の爭議によつて明らかに如く、他大字についても同じような事情は伏在していたと考えてよい。ここでは減免爭議の進展によつて、小作地を引上げて自作地を拡張しようとする中小地主(小農に準ずる階層である)を相手方として含んでおり、減免爭議であるといつても反地主闘争として積極的に評価しがたい側面を現出させてきている。

次に土地返還爭議についてみよう。小作料滞納に対して土地返還を要求した爭議四件のうち、三件(①②④)については、小作人が一時的減額を要求しており、減額を求める手段としての滞納ではないかと思われる(したがつて地主にとっては對抗的返地要求であるとも考えられるが、この年の「小作爭議台帳」は記述が簡略なため、詳細は明らかでない)。滞納による返地要求のうち他の一件(③)は、地主的対応か、自作のため明らかでない。期間満了を理由とする返地要求二件のうち且は自作の意思があり(「調停台帳」による)、⑯は小作料引上げを目的のとして考えてよい。自作理由の返地要求(⑰)は、小作人(石工職)が「小作経営ノ不利ナルヲ公言シツツ」⁽³⁾したことに対する感情的側面もあるが、地主自身耕作に着手しており、中小地主の小農的対応であると考えられる。返地爭議中残

第6表 昭和2年小作争議一覧表

争議 記号	争議 台帳 番号	争議地 (大字)	参加人員 地主	参加人員 小作人	争 議 面 積 (町反畝歩)	争 議 の 概 要	備 考
①	3	強 戸	1	1	田 3. 6. 3	小作料引上げまたは自作理由の返地要求	5年⑥⑦参 照
②	13	成 塚	22	63	田 31. 1. 9. 0	不作による一時減要求	
③	16	強 戸	11	95	田 42. 1. 1. 28	不作による一時減要求（減収にあらず）	
④	23	〃	2	2	田 1. 7. 10	無断転貸に対し返地要求	
⑤	26	〃	9	24	田 7. 2. 4. 23	永久減要求	
⑥	28	成 塚	1	2	畑 4. 6. 25	一時減を要求して滞納、地主は対抗的返地要求	
⑦	29	北金井	7	11	田 1. 9. 7. 23	不作による一時減要求、地主は対抗的返地要求	

第7表 昭和3年小作争議一覧表

争議 記号	争議 番号	争議地 (大字)	参加人員 地主	参加人員 小作人	争 議 面 積 (町反畝歩)	争 議 の 概 要	備 考
①	2	一	1	1	田 6. 6. 5	滞納（納入遅延）に対し返地要求	地主は岡部駒 次郎 組合分裂
②	3	強 戸	1	1	田畑 6. 5. 0	滞納に対し返地要求（小作人は農民組合幹部）	
③	7	北金井	1	1	田 1. 4. 28	新地主自作理由の返地要求	
④	16	強 戸	1	1	田畑 5. 9. 27	小作料引上げのため返地要求（名目は自作理由）	
⑤	21	成 塚	19	17	田 4. 7. 0. 5	自作理由の返地要求（連年争議により地主困窮）	組合分裂
⑥	24	菅 塩	20	55	田畑 14. 6. 4. 22	永久減要求に対し地主は対抗的返地要求	
⑦	25	西長岡	1	1	田 2. 6. 10	返地要求争議（抵当権執行に基づく）、地主小作人 耕作を争う	
⑧	27	〃	18	41	田宅 9. 2. 1. 9	永久減要求に対し地主は対抗的返地要求	
⑨	28	〃	2	1	田 8. 0	新地主自作理由の返地要求	
⑩	29	成 塚	1	1	畑 3. 2. 10	売却のため返地要求	
⑪	42	〃	24	42	田 12. 2. 1. 10	不作による一時減要求	
⑫	46	西長岡	1	1	田 5. 0. 13	滞納に対し返地要求	
⑬	47	〃	1	2	田 3. 7. 16	返地要求（感情的要因）〔調〕耕作を争う	

りの一件（⑦）は没落地主（岡部林次郎）の小作地売却のための返地要求である。以上土地返還争議八件のうちわけは、減免争議の延長線上にあるものが三件（①②④）、小作料確保・資産保全のための地主的対応二件（⑦⑩）、中小地主の自作理由二件（⑪⑬）、地主的対応か小農的対応か不明なのが一件（③）である。

以上みた如く、この年の小作争議は、減額争議については中小地主の小農的対応をよびおこし、反地主闘争として積極的評価のみを与えることが困難になり、返地争議についても、減免争議の延長線上にある争議と、地主的対応と、中小地主の小農的対応とに三分される複雑な様相を示してくる。

b 昭和二年

一時的減額争議からみよう。不作による一時的減額争議は組織的争議が三件、個人的争議は、一時減を要求して滞納した一件（⑥）である。組織的一時減争議のうち成塚の争議（②）では地主は平年作以上を主張し、永昌寺住職と収入役の調停で一割減額をもって解決したもの、強戸・太田の争議（③）では県小作官による坪刈査定の結果「満場一致ヲ以テ本年ハ減収ニアラズト決シ円満解決」した。北金井の争議（⑦）では、地主は対抗的に返地を要求するが、この争議は、関連する後の争議（昭和五年⑥⑦）によって地主中に自作希望者が確認されるので、中小地主の小農的対応との対抗を含む争議であったと考えることができる。土地返還争議二件についてみると、①は自作の意思あるもの（ただし、良田化による小作料値上げの意図もあり）であり、④は無断転貸に対する返地要求であって、小農的対応の側面をもつ争議と小作料確保（小作人確定）のための争議が一件ずつである。

以上この年の小作争議は、減額争議については困難化するとともに、前年同様対抗的返地要求という形の中に中小地主の小農的対応との対抗をはらみつつ展開した。また土地返還争議でも小農的対応がみえる。

c 昭和三年

この年の一時的減額争議は大字成塚の一件(①)のみである。この争議において小作人側は、減額率を決定するための委員会に地主委員の出席を不可能ならしめる戦術をとって(小作者が地主の約二倍いることを利用、各小作地に同時に委員の出席を要求した)有利に解決しようとした。これは争議の困難化を小手先の技術で打開しようとするもので、減額争議が普通のやり方では不可能になってきた状況を反映したものであると考えてよい。二件ある永久減額争議はいずれも四年五月の村会議員選挙とからんで相対紛糾し、対抗的返地要求をもなった。菅塩の争議(⑥)では地主側は菅塩融和会を組織し、恩恵策をもって農民組合脱退を慫慂し、西長岡の争議(⑧)では大字内地主は自作兼地主程度の階層であり、容易に解決をみたが、大字外地主は要求にこたえず強硬な対応を示した。両争議の過程で農民組合脱退者が続出し、脱退者に対しては小作継続の示談が進捗した。永久減額争議で注目すべきことは、西長岡争議における字外地主の対応は純粹な地主的対応に近いと考えられるが、菅塩争議における地主の対応は「自作ヲ為シ争議ヲ根絶スルノ外道ナキニヨリ更ニ土地返還ノ要求ヲ為シタルモ」(5)のであり、たんなる小作料確保のための地主的対応ではなかったというのである。即ち相対する地主の規模は小農的対応をとりうる程度の階層であり、その争議対策は小農的対応の色あいを強くもっていたのである。他の争議をみると小作権関係の争議が六件を占め小作料滞納を原因とする争議が三件あるが、いずれも土地返還争議とかゝわるのでつぎに一括して検討しよう。

返地争議のうち大字成塚の地主一九人、小作人一七人という組織的な争議(⑤)からみよう。この争議について「小作争議台帳」は「大正十年以来小作料減額ヲ要求シ昭和二年度ノ如キ稀有ノ豊作ニモ尚一割以上ノ減額要求ノ実行ヲ余儀ナクセラルニ於テハ小地主トテ全ク経済上堪ヘ得サル

所ナレバ此ノ際断然返地ヲ実行セムト決議シ」「自作ノ必要生シタルヲ理由トシテ……貸借契約解除ヲナス旨通知シタリ」と記しており、連年争議により困窮した中小地主の小農的対応であることを示している。滞納を理由とする返地争議二件のうち①は若干遅延して小作料を納入したことに対して返地を要求したものであり、②は農民組合幹部に対する強硬地主の返地要求であって、この二件は小作料確保・組合対策のための地主的対応である。他の一件(⑫)は争議の性格不明である。「その他」の返地争議のうち⑦は「争議台帳」により、⑬は「調停台帳」によって地主・小作人両者が耕作を争っている事実が確認されるので小農的対応であると考えてよい。以上の争議に性格が明らかな争議(自作・新地主自作・小作地売却)を含めて返地争議全体をまとめると次のとおりであり、以前に比して小農的対応とみなしうる争議の比重が高まっていることがわかる。

地主的対応 三(①②⑩)

小農的対応 五(③⑤⑦⑬)

性格不明 一(⑫)

以上、この年には減額争議(一時減・永久減)については全争議中に占める比重が低下するとともに、争議は困難化し紛糾し、中小地主の小農的対応としての返地要求をよび起す。そして返地争議においても減免争議の延長線上に位置づけられるようなものは無くなり、中小地主の小農的対応たる性格が強化される。

d 昭和四年

一時的減額争議のうち組織的なものは二件(⑥⑧)であり、⑥のばあい農民組合幹部攻撃のため自作を表面的理由として返地要求がなされた。一時減争議のうち個人的なもの二件(⑦⑨)あり、⑨において地主は自作を理由に返地を要求している。減額争議以外では、小作権関係(四件)、滞納による争議(三件)が増えており、後に続く恐慌期の特徴を示しはじめる。返地争議をみると、自作理由が四件に増加、滞納によるものうち④⑤は性格不明であるが、⑩は調停による期間満了時の争議である昭和八年⑩によって地主に自作準備が確認される。組織的争議である⑫は昭和三年

第8表 昭和4年小作争議一覧表

記号	争議番号	争議地	地主	小作人	争議面積	争議の概要	備考
①	4	強戸	1	2	畑 6.0	自作理由の返地要求	8年⑩参照
②	5	〃	1	7	田 1.2.3.19	自作理由の返地要求	
③	12	北金井	1	1	田 1.7.17	自作地拡張のため返地要求	
④	14	成塚	1	2	田 1.3.1	滞納理由の返地要求	
⑤	16	菅塩	3	3	畑 6.7.0	滞納理由の返地要求	
⑥	21	成塚	17	27	田 7.7.0.1	不作による一時減要求（一部に自作理由の返地要求）	
⑦	30	菅塩	1	1	田 2.1.21	不作による一時減要求，地主は対抗的返地要求（滞納あり）	
⑧	32	〃	17	37	田 7.9.8.13	不作による一時減要求	
⑨	33	〃	1	1	田 2.9	一時的並びに永久的減額要求，地主は自作理由の返地要求	
⑩	41	寺井	1	1	田 2.3.21	滞納理由の返地要求	
⑪	43	菅塩	26	46	田 11.6.3.9	小作人の小作調停条項無効確認要求（地主耕作着手）	

第9表 昭和5年小作争議一覧表

記号	争議番号	争議地	地主	小作人	争議面積	争議の概要	備考
①	2	西長岡	1	1	畑 2.0.0	滞納理由の返地要求	組合分裂
②	3	〃	1	2	畑 2.9.11	滞納小作料請求（小作人に永久減要求あり）	
③	4	〃	1	1	畑 1.0.0	不作による一時減要求	
④	5	菅塩	1	1	畑 5.20	滞納小作料支払要求（不作による一時減要求からむ）	
⑤	11	強戸	2	27	田 6.1.1.5	期間満了による返地要求（組合切崩しのため）	
⑥	14	北金井	1	1	田 2.5.5	自作理由の返地要求	
⑦	15	〃	1	1	田 1.1.0	自作理由の返地要求	
⑧	21	成塚	1	1	畑 6.15	滞納理由の返地要求（地主に自作の希望あり）	
⑨	22	菅塩	1	1	田 1.1.23	滞納理由の返地要求	
⑩	23	強戸	1	2	田 3.7.7	期間満了による返地要求（組合幹部に対するもの）	
⑪	37	菅塩	2	1	畑 5.16	新地主使用（住宅建築のため）	

年⑥の調停条項による返地（争議面積の四割五分）を拒否しようとする組合側からの調停条項無効確認要求による争議であるが、この年には地主も耕作に着手しており前年争議後地主の小農的対応が現実化したことを示している。このように返地争議については性格不明の二件（④⑤）を除く他の六件には強弱の差はあるが、小農的対応が確認される。この年もまた中小地主の小農的対応が顕著によみとれるのである。

× ×

この時期の争議は、減免争議（一時的・永久的）が困難化し、地主は減免争議に対して対抗的に返地要求をもつてこたえるが、対抗的返地要求といっても小農的対応とみなしてよい側面をもっておりまた返地争議については、自作の意思がよみとれる争議が増加する。

この時期の争議については『強戸村小作争議の実情』は「数年来ノ継続セル争議ニヨリテ小地主ノ財政状態ハ頗ル窮乏シ来リ現状ノ推移ニ堪ヘ得サルモノトシ断然返地ノ実行ヲ為サシメ自作スルヨリ他ニ方策ナシトシ地主会ハ一致ノ意見ヲ以テ団体トシテ又個人トシテ其

第10表 昭和6年小作争議一覧表

記号	争議番号	争議地	地主	小作人	争議面積	争議の概要	備考
①	8	寺井	1	1	畑 1. 4. 26	滞納理由の返地要求（地主に自作の意思）	特殊争議
②	10	強戸	1	7	田 9. 5. 6	期間満了による返地要求（地主に自作の意思）	
③	20	北金井	7	8	田畑 1. 0. 9. 7	自作理由の返地要求（一部売却目的）	
④	24	強戸	1	3	田 4. 8. 29	小作人間の耕作をめぐる対立（組合幹部の調停）	
⑤	42	〃	2	2	田 2. 3. 26	自作理由の返地要求	
⑥	51	天良	1	2	畑 1. 1. 11	一時減を要求して滞納せるに対し返地要求	特殊争議
⑦	59	北金井	1	6	畑 3. 6. 24	滞納理由の返地要求 （転貸人が組合脱退せるため滞納）	
⑧	61	天良	1	6	畑 4. 0. 0	自作理由の返地要求	
⑨	64	菅塩	1	1	畑 5. 16	売却のため返地要求	
⑩	67	成塚	1	1	田 2. 9. 26	売却のため返地要求	

第11表 昭和7年小作争議一覧表

記号	争議番号	争議地	地主	小作人	争議面積	争議の概要	備考
①	20	寺井	1	1	畑 1. 4. 26	滞納理由の返地要求	6年①参照 特殊争議
②	23	強戸	1	1	田 9. 7	自作地拡張のため返地要求 （自治会の指導による面あり）	
③	34	北金井	4	11	畑宅 3. 9. 23	滞納理由の返地要求 （神社紛争による部落対立のため滞納）	
④	37	寺井	1	3	畑 1. 8. 11	転貸借関係廃除、小作人への直接貸付要求	
⑤	47	強戸	3	1	畑 2. 0. 13	新地主自作理由の返地要求 （地主＝組合員、小作人＝自治会）	
⑥	53	北金井	1	1	畑 1. 6. 23	期間満了による返地要求（地主に自作の意思）	
⑦	60	—	12	16	畑 1. 7. 3. 19	滞納を契機とする返地要求 （組合対策なるも自作の必要）	
⑧	61	—	83	134	田 38. 6. 8. 27	不作による一時減要求、地主は対抗的返地要求	

ノ手段ヲ講シツ、アル」と記している。⁽⁶⁾

(1) 前掲『実情』一〇〇頁

(2) 同前一〇六頁。なお北金井については「自作ヲ理由トシテ土地返還ヲ要求スル者多ク争議トナレリ」（同上二〇五頁）と記されており、相当数の自作希望者の存在が推測される。

(3) 「小作争議台帳」大正一五年争議番号三三。以下とくにことわりのない限り引用はすべて同上資料当該争議による。

(4) この争議は翌昭和三年に地主側の組織的な自作要求をよびおこすきっかけとなった。（三年⑤参照）。

(5) 前掲『実情』一三三頁

(6) 同前三頁

3 昭和恐慌期の争議

a 昭和五年

この年には一時的減額争議で組織的なものは無く、個人的争議が一件（③）あるのみである。そしてこの年以後昭和七年末に不作による一時減要求が組織的に争われるのみで、組織的減免争議はなくなる。他の争議は滞納小作料請求の二件（②④）を除くと、いずれも土地返還争議にかゝるので、返地争議として一括して検討しよう。自作・自己使用を理由とする返地要求が三件（⑥⑦⑪）あり、滞納理由のうち①⑨の二件は性格不明、⑧は自作の意思あるものである。⑤⑩は期間満了を直接的理由とするが、いずれも組合切崩しのためであると考えてよい。以上の返地争議八件のうちわけは小農的対応四、地主的対応二、性格不明二

である。

このように昭和五年には減額争議が全面的に後退し、組合対策の返地争議がある反面、自作のための返地争議が相当の比重を占めている。

b 昭和六年

この年には一時的減額要求にかゝる争議は、昭和四年以来減額を要求して滞納を続けた個人的争議が一件(⑥)あるのみであり、この争議をも含めた全争議において土地返還が争われた。自作による三件(③⑤⑧)を除いて個別的に検討してみよう。滞納による返地要求のうち①は自作の意思があるものである。⑦は転賃人の農民組合脱退に反感を抱いた転賃人(組合員)が滞納したものであり、小作人間の対立による特殊争議である。一時減額要求からむ⑥は一応地主的対応と考えてよいであろう。期間満了を直接的原因とする②の争議には地主に自作目的があり、④は争議の過程で農民組合幹部が調停に入った、耕作をめぐる小作人間の対立である。

このようにみると、この年の争議は小作地売却という消極的対応をも含めて地主的対応は⑥⑨⑩の三件であり、他の七件は小農的対応によるもの(①②③⑤⑧)か、小作人間の対立による特殊な争議(④⑦)であり、争議を全体としてみれば、地主—小作人間の階級的対抗とはほど遠いものであることがわかる。

c 昭和七年

この年には翌年まで尾を引く強戸村における最後の組織的減額争議(⑧)があるが、この争議については「相手方タル地主中ニハ作戦上須永某始メ大衆党系地主二十五名ヲ含マシメタリ」と記されており、不作による一時減額争議であるとはいえ、地主对小作人の対抗として単純な図式化はできない。この争議には八年五月の村会議員選挙がからんで、地主側の対抗的返地要求は強硬で、ために農民組合の分裂は加速された。返地争議に目を転じると、滞納理由による返地要求のうち①は関連する六年①により自作の意思が確認できるものであり、③は神社紛争による部落対立がからむもので特殊争議として取扱うべきものである。組織的返地争議(地主二人、

小作人一人)である⑦について「調停台帳」は「申立人等(地主—引用者注)ハ相手方等農民組合員ノ支持スル社会大衆党系ノ村政ト小作争議トニヨリ此儘放任セハ申立人等地主ハ自減ヲ待ツヨリ外ナキヲ以テ己ムナク小作地ヲ引上ケ自作ニヨリ収益ノ増加ヲ計ル為本申立ニ及ヒタルモノ」であると記しており、組合対策の面が強いにもかかわらず、小農的対応であることを示している。期間満了を理由とする⑥は自作の意思があるものであり、「その他」の④のみが小作人確定のための地主的対応による争議である。自作・新地主自作によるものをも含めて返地争議七件の内容は、地主的対応一(④)、小農的対応五(①②⑤⑥⑦)、特殊争議一(③)である。

以上この年の争議は一時減争議にしても、返地争議にしても、図式的な地主—小作人の対抗から相当かけはなれたものであった。

d 昭和八年

この年は五月に行なわれた村会議員選挙とからんで、地主側の攻勢が激化し争議件数が前年の四倍以上に激増する。地主側の組織的な積極攻勢が行なわれたのであるから、当然のことながら農民組合に対抗するための土地返還争議が激増するが、そうした中で中小地主の小農的対応の顕著化という従来の傾向はどうなるであろうか。

争議原因による分類からみよう。原因別にみると小作料値上・改訂・満期七件、小作権関係一九件、滞納八件であり、三者で全争議三六件中三三件を占める。三者のうち滞納による三件(③⑧⑨)を除いて返地要求にかゝる争議である。この三件と「その他」一件を合わせて返地要求にかゝらない四件の争議(③⑧⑨⑩)から検討を始めよう。滞納による三件のうち、③は大況によって生じた滞納小作料を請求した争議であり、地主的対応であると考えよう。⑧は返地後の滞納小作料の取扱いをめぐるもので、返地前に播付けた作物の収穫がどちらに属するかについての対立である。この争議で地主は返地後作物の手入れをしているが、植付済の畑地の手入れであって、小農的対応であると断定することはできない。⑨は延滞小作料請求事件(一部は返地争議となる)で、地主的対応とみてよい。「そ

第12表

昭和8年小作争議一覽表

記号	争議番号	争議地	地主	小作人	争議面積	争議の概要	備考
①	11	菅塩	1	1	畑 4.10	滞納理由の返地要求(組合対策の面強し)	地主は自治会幹部 地主は深沢和 三郎
②	13	—	1	4	畑 2.3.3.19	滞納理由の返地要求	
③	15	菅塩	1	1	畑宅 1.5.17	滞納小作料請求	
④	16	〃	1	1	畑 1.4.22	小作人変更のため返地要求(組合対策)	
⑤	20	強戸	1	1	田宅 1.9.17	転貸関係整理・賃料協定不成立を契機とする返地要求	特殊争議
⑥	29	西長岡	1	1	田 1.2.15	転貸人と転借人との対立により小作料滞納となり返地要求さる	
⑦	30	強戸	1	1	田 4.2.11	自作理由の返地要求(組合対策の面あり)〔調〕耕作準備	
⑧	31	成塚	1	1	畑 6.15	滞納理由の返地要求, 他の小作人に貸付	
⑨	32	北金井	1	2	畑 4.25	新地主より返地要求, 他の小作人に貸付	
⑩	33	寺井	1	1	田 2.3.21	期間満了による返地要求〔調〕自作準備	
⑪	34	強戸	1	1	田 1.9.4	自作理由の返地要求(村一般の対立の影響を受ける)	
⑫	35	〃	1	1	畑 5.26	村議選にからむ返地要求争議, 地主耕作に着手せるも返地後他に貸付予定	
⑬	36	〃	1	1	田 2.5.28	村議選にからむ返地要求争議, 地主耕作着手〔調〕他に貸付済	
⑭	38	〃	1	1	田 2.1.14	村議選にから返地要求争議	
⑮	39	菅塩	1	2	田 1.7.17	自作(及期間満了)理由の返地要求(組合対策の面あり)	
⑯	40	強戸	1	1	田 9.15	小作者変更の目的で返地要求	
⑰	41	〃	1	1	田 2.1.11	自作理由の返地要求(自治会の指導による)〔調〕子供の成長による自作要求	特殊争議
⑱	42	西長岡	1	1	田 2.5.17	返地後の地上作物の取得をめぐる争議(地主作物の手入れ)	
⑲	43	強戸	1	1	田 4.11	自作理由の返地要求	
⑳	44	〃	1	1	田 1.7.9	解約申入による返地要求(理由記述なし)両者耕作を争う	
㉑	48	寺井	2	3	田 3.7.25	期間満了による返地要求(組合対策の面あり)〔調〕自作目的	
㉒	50	強戸	2	1	田 4.4.0	期間満了による返地要求(組合対策の面あり)〔調〕自作目的	
㉓	53	〃	2	1	田 4.6.13	解約申入による返地要求(理由記述なし)〔調〕自作地不足	
㉔	54	〃	2	1	田 3.5.3	解約申入による返地要求(自作準備)	
㉕	58	〃	1	1	畑 6.0	小作料額と滞納の存否についての争い(返地要求に発展)	特殊争議
㉖	60	天良	1	1	畑 7.20	返地の際の損害について賠償請求	6年⑧参照
㉗	61	成塚	1	1	田 6.25	解約申入による返地要求(理由記述なし)耕作を争う	
㉘	63	北金井	3	5	畑 3.6.24	延滞小作料請求(減免要求からむ)	
㉙	64	強戸	1	1	田 9.21	期間満了による返地要求	
㉚	65	〃	1	1	田 1.1.13	期間満了による返地要求	
㉛	70	天良	1	2	畑 8.17	滞納理由の返地要求, 地主耕作着手	地主は岡部駒次郎 地主は岡部駒次郎
㉜	73	成塚	1	1	畑 5.5	期間満了による返地要求, 地主近年中に耕作着手の予定	
㉝	76	西長岡	1	1	畑 1.3.15	解約申入による返地要求, (理由記述なし)〔調〕自作の必要	
㉞	78	〃	1	2	畑 3.3.1	期間満了による返地要求(自治会の指導)〔調〕自作の必要	
㉟	79	菅塩	1	1	畑 5.20	滞納理由の返地要求, 他小作人に貸付	
㊱	81	西長岡	1	1	畑 3.8.0	転貸借解消のため返地要求, 他小作人に貸付	

の他」の争議②は返地の際小作人の耕作物に損害を与えたとして、地主に損害賠償を請求したものである。この争議は六年⑧（地主が自作のために返地を実現しようとした）に関連する争議であり、その延長線上に考えられるべきものであろう。以上のとおり返地争議外の四件は、地主的対応二（⑧②③）、小農的対応一（②⑥）、不明一（①③）である。

以下返地争議についてみよう。争議の性格が明らかな「自作」「小作地売却」「小作人の変更」を置いて、滞納理由の返地要求からみよう。①は自治会幹部である地主が自治会の方針に基づいて返地を要求した組合対策による争議である。②は大地主深沢和三郎にかゝる争議で、小作料確保策であると考えてよい。⑧は「調停台帳」によって争議地を他に貸付けていることが確認されるので、小作料確保のためとみてよい。③は返地後自己の年雇に貸付けており、これまた小作料確保策と考えられる。③は地主が耕作に着手しているので小農的対応とみなしうる。以上の滞納による返地争議をまとめると、地主的対応四（①②⑧③⑤）、小農的対応一（③①）である。

期間満了による返地争議をみると、⑩は「調停台帳」により自作準備が確認され、②②③④は自治会の指導による返地要求の一環ではあるが、「調停台帳」に自作目的が確認されるので小農的対応とみてよい。②は地主に耕作着手の予定があり小農的対応とみなしうる。②⑩は最強硬地主岡部駒次郎との争議であって、組合対策の色彩が強いと考えられる。以上期間満了による返地要求については、地主的対応二（②⑨⑩）、小農的対応五（①②②②③④）である。

「その他」についてみると、⑥は転貸人と転借人との対立によって転貸人が転借人から受領した小作料を地主に納入しなかったために返地を要求された争議であり、地主—小作人間の対立とはいえない、⑫⑬⑭は村会議員選挙にからむ返地要求であり、とくに⑫は他に貸付の予定、⑬は他に貸付済みであって組合対策によるものである。②⑦は地主、小作人両者が耕作を争っており、小農的対応とみなしうる。②③は「調停台帳」により地主に自作地不足が確認され、②④は「調停台帳」に家族増加による自作の必要が指摘され、②⑤も同台帳に自作の必要が記されている。②⑤は小作料額と滞

納の存否についての対立（債務の存否についての対立）によるもので特殊な争議である。以上「その他」の項については、地主的対応三（⑫⑬⑭）、小農的対応五（②②②③④⑤）、特殊争議二（⑥②⑤）である。「自作」「小作地売却」「小作人の変更」をも合わせて土地返還争議全体を総括すると地主的対応一四、小農的対応一六、特殊争議二となる。

このようにみると、地主が組織的に組合対策をとったこの年においてさえ、小作争議は地主—小作人間の階級的対抗という図式では割切れないことがわかる。

農民組合長須永好の八年十一月の「転向声明」（小作争議中心の運動から小地主・自作農をも含めた農民運動への方向転換を内容とする）は、小作争議の面からも着々と準備されていたのである。

e 昭和九年

この年の争議には前年争議の継続的性格をもつものがいくつかある。つまり、前年争議において一年間継続耕作となり、この年に期間満了のため再び対立が顕現したものである。一三件の争議中、返地要求にかかわらない二件（④⑩）からみよう。このうち④は本質的には新旧地主の小作料收取をめぐる対立であり、地主—小作人間の対抗関係によるものとはいえない（旧地主たる大衆党系地主と自治会側小作人の対立を含む特殊な争議）。

⑩は返地の際の作離料支給についての対立であるが、昭和八年⑦（地主、小作人両者が耕作を争った）の延長線上に位置する争議である。

次に一件の返地争議をみよう。①は滞納に対して返地を要求したものであるが、地主的対応によるものか、小農的対応によるものか明らかにする記述は無い。期間満了による三件のうち、二件（③⑦）は岡部駒次郎、周治親子によるものであり、前年の継続的争議である。たゞ③については「調停台帳」に自作理由によるものと記されており、地主の窮乏化が進み自作地拡張が必要になったとも考えられるが、こゝでは一応組合対策としよう。期間満了による返地要求のうち②は前年争議において耕作を争ったものであり、こゝでも小農的対応によるものと考えよう。以上四件に「自作」「新地主自作」の七件を合わせて返地争議全体をまとめると、地主的

第13表

昭和9年小作争議一覧表

記号	争議番号	争議地	地主	小作人	争議面積	争議の概要	備考
①	3	西長岡	1	1 畑	4.12	滞納に対し返地要求	8年㉔参照 地主は岡部駒次郎 特殊争議
②	11	強戸	1	1 田	1.7.9	期間満了による返地要求（前年争議の継続）	
③	12	〃	1	1 田	1.5.29	期間満了による返地要求（前年争議の継続） 〔調〕自作理由	
④	17	〃	2	1 田	2.7.27	新旧地主の小作料収取をめぐる争い （大衆党地主と自治会小作人の対立を含む）	
⑤	19	〃	1	1 田	2.2.10	自作理由の返地要求	
⑥	21	〃	1	2 田	1.9.24	自作理由の返地要求（小作人も貸付地を所有）	
⑦	26	〃	2	1 田	1.6.13	期間満了による返地要求	
⑧	27	北金井	1	1 田	1.0.10	新地主自作のため返地要求〔調〕地主も小作人	
⑨	33	寺井	1	1 田	1.0.0	分家のため自作理由の返地要求	
⑩	47	成塚	1	1 田	6.25	返地につき作離料として小作料全免要求	
⑪	48	強戸	4	3 田	9.5.26	自作理由の返地要求	8年㉔参照
⑫	55	西長岡	1	1 田	2.4.6	自作理由の返地要求	
⑬	56	〃	1	1 田	1.3.14	家族増加のため自作理由の返地要求	

第15表

昭和10年小作争議一覧表

記号	争議番号	争議地	地主	小作人	争議面積	争議の概要	備考
①	12	成塚	1	1 田	9.12	不作による一時減要求 （分家自作のための返地要求からむ）	6年㉔参照
②	13	強戸	2	1 田	1.6.23	不作による一時減要求 （地主は大衆党との対立抗争を目標とする）	
③	19	〃	1	1 田	4.11	不作による一時減要求（自作理由の返地要求からむ）	
④	20	〃	1	1 田	1.4.3	不作による一時減要求（返地要求からむ）	
⑤	21	〃	1	1 田	2.2.28	不作による一時減要求 （組合小作人が一般並の減額を要求）	
⑥	45	〃	1	1 田	1.1.11	期間満了による返地要求	
⑦	49	菅塩	1	4 畑	4.3.12	滞納小作料支払要求	
⑧	51	寺井	1	1 畑山	1.1.3.20	未納小作料支払要求	
⑨	103	菅塩	4	8 田	1.1.9.10	不作による一時減要求	

第16表

昭和11—15年小作争議一覧表

記号	争議番号	争議地	地主	小作人	争議面積	争議の概要	備考
11—①	3	強戸	1	1 田	2.1.14	滞納小作料支払要求	地主は深沢和 三郎
②	83	菅塩	1	1 畑	1.9.1	滞納小作料支払並に返地要求〔調〕自作のため	
③	141	寺井	1	1 田	5.8	自作理由の返地要求	
12—①	21	強戸	1	1 田	2.3.20	小作料滞納により返地を要求	特殊争議
②	76	菅塩	1	3 田畑	3.9.23	所有権不確定のため契約締結をめぐる争議	
③	211	西長岡	1	1 田	1.2.22	自作理由の返地要求	
13—①	18	北金井	1	1 田	4.3	小作料滞納に対し自作理由の返地要求	特殊争議
②	60	西長岡	1	1 田	1.4.26	小作人が土地売渡を要求	
③	61	強戸	1	1 田	2.1.14	期間満了による返地要求	
15—①	4	強戸	1	1 畑	3.0	返地後の滞納小作料の存否について対立	特殊争議
②	28	西長岡	1	1 田	1.3.21	期間満了による返地要求	9年㉔参照

対応二(③⑦)、小農的対応八(②⑤⑥⑧⑨⑪⑫⑬)、不明一(①)である。

この年の争議一三件において、地主的対応による争議といえるものは二件(③⑦)のみである。

この時期には組織的減額争議は昭和七年に一件あるのみで、争議はほとんど土地返還にかゝわる個人的争議である。この時期の土地返還争議を地主の対応の性格によつて表示すれば第14表のとおりである。表にみるとおり、明確な地主—小作人間の対抗といえる争議はむしろ少数であり、中小地主の小農的対応によるものが多数を占める。昭和八年については強戸村争議の特殊性がみられるとはいへ、大勢は変わらず、この年をも含めて各年とも地主—小作人間の階級的対抗という図式から相当にかけはなれた実態をもっていることがわかる。

第14表
恐慌期の土地返還争議

	計	性格不明	特殊争議	小農的対応	地主的対応
S.	8	2	—	4	2
5	10	—	2	5	3
6	7	—	1	5	1
7	32	—	2	16	14
8	11	1	—	8	2
9					

- (1) 農林省通務局『昭和七年小作争議及調停事例』一七頁
(2) 調停条項には、九年六月末日返地前に「小作人ハ地主ニ於テ前記麦作ノ間ニ桑苗ヲ植付ケルコトニ対シ異議ナキト」と記されている。

4 昭和一〇年以後の争議

a 昭和一〇年

強戸村争議を全体としてみれば余塵を残すのみとなったこの年には、前

年不作のため一時的減額争議が六件あるが、いずれも組織的争議とはならない。一時減争議の中には社会大衆党との対立抗争を目標とするもの(②)や、組合小作人が一般小作人並の減額を要求した争議(⑤)もあるが、実弟を分家自作させるための返地要求がからむもの(①)や、自作の必要による返地要求がからむもの(③)もある。したがって、不作による一時減争議といつても内容を検討すれば、地主—小作人間の階級的対抗という把握だけでは片がつかないことがわかる。

b 昭和一一年以後の争議

一一年以後争議件数が少ないので一括して検討しよう。一一年①は滞納小作料請求で地主的対応、②は「調停台帳」によつて自作理由が確認され③は自作を名目的理由とするが、地主が深沢和三郎であり、自作目的も額面どおりには受けとり難い。以下同様に検討すると次のとおりである。

地主的対応によるもの 一一年①③
小農的対応によるもの 一一年②、一二年③、一三年①、一五年②
特殊争議 一三年②、一五年①
性格不明 一二年①②、一三年③
(一二年は「争議台帳」の上では四件あるが、争議番号七六と一六四は同一争議である。一五年②は関連する九年⑬から推測した)。このように一一年以後地主的対応による争議と考えられるものは一一件中二件のみである。

この時期は強戸村争議が全体として終局を迎える中で、地主—小作人間の直接的抗争も縮少する。この少数の争議についても、地主—小作人間の階級的対抗関係を明確に示すものとはいえないことは、前の時期と同様である。

5 総括

強戸村における小作争議の質的展開について総括する前に、争議の全体の動向を示す表をみよう。第17表は小作争議件数・関係人員・面積を各年

第17表

小 作 争 議 件 数 ・ 関 係 人 員 ・ 面 積

	争議件数	関 係 人 員		関 係 面 積			田 畑 比 率	
		地 主	小作人	田	畑	計	田	畑
T 10	1	131	470余	2,200余	1,300余	3,500余	62.9	37.1
11	1	131	470余	2,200余	1,300余	3,500余	62.9	37.1
12	1	131	470余	2,200余	1,300余	3,500余	62.9	37.1
13	3	51	249	970	370	1,340	72.4	27.6
14	2	132	530	2,280	7	2,287	99.7	0.3
15	17	140	432	1,918	402	2,320	82.7	17.3
S 2	7	53	198	830	4	835	99.4	0.5
3	13	91	165	436	7	443	98.4	1.6
4	11	70	128	293	7	300	97.7	2.3
5	11	13	39	69	7	77	89.6	9.1
6	10	17	37	28	12	41	68.3	29.3
7	8	106	168	387	28	415	93.3	6.7
8	36	42	49	43	42	86	50.0	48.8
9	13	18	16	29	0	29	100.0	0
10	9	13	19	19	9	29	65.5	31.0
11	3	3	3	2	1	4	50.0	25.0
12	3	3	5	5	2	7	71.4	28.6
13	3	3	3	4	0	4	100.0	0
15	2	2	2	1	0	1	100.0	0

面積の単位は反（反未満切捨）。山林・宅地・その他は省略。田畑を合わせた数字が計と一致しない年があるのはそれぞれ別個に集計したためである。

第18表

小 作 争 議 関 係 耕 地 面 積 広 狭 別 調 査 表

		争議件数	0～0.1	0.1～0.3	0.3～0.5	0.5～1	1～5	5～10	10以上
T	15	17	2	2	1	2	3	—	7
S	2	7	—	1	2	—	1	1	2
	3	13	1	2	2	4	1	1	2
	4	11	2	4	—	1	1	2	1
	5	11	3	6	1	—	—	1	—
	6	10	1	4	3	1	1	—	—
	7	8	1	4	1	—	1	—	1
	8	36	13	14	8	—	1	—	—
	9	13	2	10	—	1	—	—	—
	10	9	2	4	1	—	2	—	—
	11—15	11	3	7	1	—	—	—	—

単位：町

別に集計したものである。争議件数については昭和八年がピークであり、大正一五—昭和六年に比較的集中している。関係人員・面積では大正期が圧倒的である。次に第18表によつて、大正一五年以後の争議を関係面積広狭別にみると、昭和四年までは五町歩を越える争議がかなりみられるが、昭和五年以後一町歩を越える規模さえも例外的なものとなり、五反歩以下の争議が大半を占めることになる。この点は、昭和に入つて地主と小作人が個人的に対立する土地返還争議の比重が高まった（特に恐慌期には圧倒的になる）点とも関連する。第19表は土地返還争議について争議範囲を示したものである。返地争議が組織的に争われた昭和三、四、五年における争議の規模

第19表

土地返還争議関係範囲調

	争議件数	関係人員		関係面積(反)
		地主	小作人	
T 15	8	8 (1.0)	19 (2.4)	36.8 (4.6)
S 2	2	3 (1.5)	3 (1.5)	5.3 (2.7)
3	9	28 (3.1)	26 (2.9)	77.0 (8.6)
4	8	35 (4.4)	63 (7.9)	141.6 (17.7)
5	8	10 (1.3)	35 (4.4)	72.8 (9.1)
6	10	17 (1.7)	37 (3.7)	41.5 (4.2)
7	7	23 (3.3)	34 (4.9)	29.3 (4.2)
8	32	36 (1.1)	41 (1.3)	80.5 (2.5)
9	11	15 (1.4)	14 (1.3)	26.0 (2.4)
10	3	3 (1.0)	3 (1.0)	2.5 (0.8)
11—15	7	7 (1.0)	7 (1.0)	9.9 (1.4)

関係面積は反未満切捨。()は一争議当平均人員と面積

が比較的大きいのは、各年ともに一争議当りの関係人員・面積が小さく小作争議全体の規模の縮小が返地争議の増加にもなっていることが理解できる。以上三つの表にみるとおり、小作争議の最大の山は、ほとんど全地主と全小作人をまきこんで全小作地にわたって争われた大正期にあり、昭和七、八年に小さな山があるといつてよい。

数量的には以上のように概括できる強戸村における小作争議の展開は左の如く総括することができるであろう。

Ⅰ 大正一〇年代 小作料減免争議

Ⅱ 大正末—昭和初期 小作料減免争議の困難化(対抗的返地要求をとまなう)。地主が自作の意思を表面化しはじめる。

Ⅲ 昭和恐慌期以降 土地返還争議(窮迫した中小地主の自作要求による争議が相当部分を占める)。

Ⅰの時期は小作料減免争議が支配的形態であり、中小地主の小農的対応の可能性はかなり広範に潜在していたと思われるが、ほとんど表面化しない。Ⅱの時期は農民組合にとっては耕作権確立が最大の問題となるが、争議全体の流れからみれば、次の時期への橋渡しとなる性格をもつ。Ⅲの時期には争議が質的転換を示し、小作争議を地主—小作人間の階級的対抗という図式でとらえることが不可能になる。

以上のように総括される小作争議の展開は、強戸村における農民運動展開の特殊性によるものであろうか、それとも何らかの普遍性を獲得しうるものであろうか。そして、特殊性によるにしても、普遍性をもちうるにしても、それは農民運動全体の展開に対して如何なる意味を与えるものであろうか。この点については稿を改めて検討したい。

(1) 本稿ではもっぱら小作争議の展開についてみたが、争議という形で表面化した地主—小作人間の対立は、表面化しない広い裾野をもっていたと考えられる。この点について耕地所有状況から推測すれば、昭和初期において所有規模三〇町歩以上一戸、一〇町歩以上四戸であるが、小作地所有戸数は一三〇余戸であり、地主—小作関係といっても中小地主と小作人との関係が相当の部分を占めていたことが理解できる。